

めざまし企業の
繁栄と社会への貢献
税の広報
2025.6 No.251号

しふき



税 務

- 税金教室等の受講者募集(P.6)
- 夏休み親子税金探偵団 団員募集(P.7)

経 営・経 済

- ミッション・ビジョン浸透に「夢中」になっていませんか?
- 細やかな経営で計る事業タイミング



消費税期限内納付
推進運動

CONTENTS

- 税務コーナー
 - 1 税務広報
 - 5 県税だより
 - 6 「税金教室等」受講者募集
 - 7 夏休み親子税金探偵団団員募集
 - 8 税務Q&A「国税不服審判所について」
 - 12 その他
 - ・4月からの雇用保険料率の引き上げ
 - ・国債のキャンペーン景品と税
 - ・Windows10のサポートが10月に終了
 - ・eL-QRでキャッシュレス納付
 - 14 役員が従業員の結婚披露宴に出席する際の祝い金と旅費の取り扱い
～実践税務調査～
 - 15 不正行為で国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務
～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～
 - 16 宗教法人の調査
～実践税務調査～

- 経営・経済コーナー
 - 17 ミッション・ビジョン浸透に「夢中」になっていませんか?
 - 18 細やかな経営で計る事業タイミング
 - 19 「自分のトリセツ」を作ってみましょう
 - 20 「ヒラメキカ」の鍛え方
 - 知っとく・なっとくコーナー
 - 21 ウナギの稚魚、驚異のサバイバル術 天敵に丸のみされても、すぐ脱出
 - 22 【和酒をめぐる】秋田県・株式会社山本酒造店
 - 23 がん細胞の巧妙な生存戦略判明 免疫細胞を乗っ取り攻撃を回避
 - 24 ○○ダイエット、何が正解?
 - おたのしみコーナー
 - 25 7つの間違い探し
 - 雑談・雑学の庭
 - 25 物欲はあるけど欲しいモノがない?

絵はがきコンクール
大垣税務連絡協議会長賞
神戸町立下宮小学校
若松杏理さん

大垣法人会女性部会では、租税教育の一環として、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということに理解と関心を深めていただくために、小学6年生を対象に第14回税に関する絵はがきコンクールを実施しました。

総数413枚のご応募をいただき、厳正なる審査の結果、この作品が大垣税務連絡協議会長賞を受賞しました。



源泉所得税の改正のあらまし 令和7年4月

国税庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。
(注) このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。
この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。
※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))		基礎控除額		改正前
		改正後 ^(注1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)			
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

(注) 1 改正後の所得税法第96条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞
令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。
また、令和7年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞
令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
 なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ロ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
 公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞
 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
 令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。
 なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前：55万円)に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
 2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞
 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
 令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます(この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります)。
 なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。
 【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します)
 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
 (https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm)



国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法



利用方法

- 1 ダイレクト納付利用届出書を提出
- 2 e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- 3 (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- 1 e-Taxで申告等データの送信
- 2 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
 国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



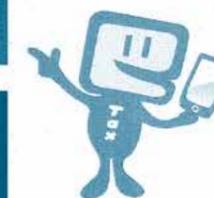
詳細は国税庁ホームページ
 「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



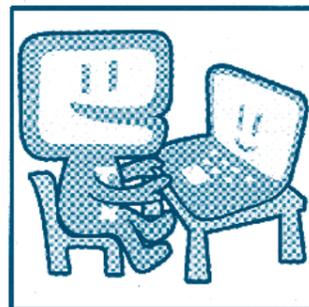
源泉所得税の キャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。

※体験できる機能は一部のみ

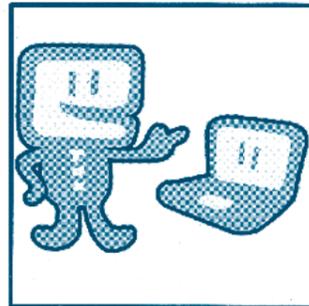
e-Taxによるキャッシュレス納付
の利便性をぜひご体験ください

源泉所得税の
キャッシュレス納付
体験コーナーはこちら



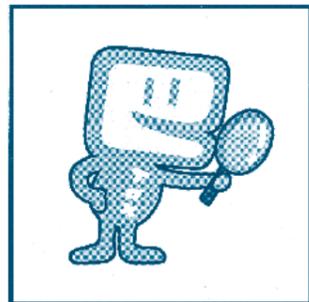
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば
今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験する
ことができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にする
ことなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、
安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、
実際のe-Taxの操作を行う使い方
もできます。



法人番号 7000012050002 令和7年3月

岐阜県からのお知らせ

消防団協力事業所に対する事業税の軽減について

消防団は、地域の防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員の被雇用者化が進むとともに、消防団員の減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されています。

岐阜県では消防団員の減少に歯止めをかけ、円滑かつ安定的な消防団の活動を確保するために、「岐阜県消防団協力事業所支援のための事業税の課税の特例に関する条例」を制定し、知事の認定を受けた消防団協力事業所（法人又は個人）に対し、事業税の優遇措置を行います。

制度の概要

対象税目	法人事業税、個人事業税
対象要件	次の要件を全て満たす法人（資本金又は出資金が1億円以下）又は個人
	1 県内に事業所を有し、全ての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」による市町村長からの表示証の交付を受けていること
	2 県内の事業所等の労働者等に消防団員が1名以上いること
	3 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること
控除内容	事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度） ※ 県内の事業所等の雇用者等に占める消防団員数の割合が1割以上の場合には、200万円が上限となります。 ※ 特別法人事業税は控除対象となりません。
適用期間	法人事業税：平成28年4月1日から令和10年3月31日までの間に終了する各事業年度 個人事業税：平成29年度から令和10年度（平成28年から令和9年の所得に対して課税）

消防団協力事業所の認定申請手続き

税の控除を受けるための消防団協力事業所の認定申請手続きはこちら

■消防団協力事業所支援減税制度について <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12961.html>

税の申告に関する手続き（消防団協力事業所の認定を受けた後の手続き）

<申請方法>

法人	法人事業税の確定申告の申告期限（事業年度終了後、原則2か月以内）までに、控除後の税額を記載し、県税事務所へ申告してください。 （不均一課税計算書を申告書に添付してください。）
個人	個人の事業税については手続は必要ありません。 （8月上旬以降にお送りする納税通知書に控除後の税額が記載されますので、確認のうえ納付してください。）

消防団協力事業所の認定を受けた後の手続きはこちら

■消防団協力事業所に対する事業税の軽減について <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13977.html>

令和7年度

税金教室等 開催のご案内



受講者募集

税法税務研修会 改正税法を中心とした内容等

令和7年 **9月5日(金)** 13時30分～15時30分

場所 大垣市情報工房5階 スィンクホール **受講料** 無料

講師 大垣税務署職員 **定員** 100名

税金教室Ⅱ 法人税、消費税等を中心にやや専門的な内容

令和7年 **11月13日(木)** 10時00分～16時00分

場所 大垣市情報工房5階 スィンクホール **受講料** 無料 (資料込・昼食付)

講師 大垣税務署職員 **定員** 100名

〈申し込み〉 下記の項目を記載して大垣法人会事務局までFAX及びメールか書面でお送りください。

- 法人・団体名
- TEL 番号
- 責任者名
- メールアドレス
- 所在地(住所)
- FAX 番号
- 受講者名

★ 受講教室 (税法税務研修会・税金教室Ⅱ)

FAX 0584-81-1539

E-mail ogkhojin@snow.ocn.ne.jp



※抽選に漏れた方には、個別にご連絡いたします。

第23回

夏休み親子 税金探偵団





第23回 夏休み親子税金探偵団 団員募集

日時 令和7年 **8月22日(金)**
8:30集合、8:40出発、17:15解散(予定)

集合場所 大垣市総合体育館駐車場

募集人員 70人(西濃地域在住の小学3年生から中学生までの親子)
*小学2年生以下はお断りいたします。

見学先 大垣税務署・大垣市役所・名古屋市港防災センター・リニア鉄道館

参加費 大人(中学生以上) 1,500円[税込] 子供(小学生) 500円[税込]
(ANA クラウンプラザ名古屋 ガーデンコートのランチバイキング代等を含む)
[後日、振込用紙を郵送します。]

申込方法 郵送・FAXにて申込される方は、住所、親子氏名、生年月日、保護者職業、子供の学校名・学年、電話番号、緊急連絡先(携帯番号)を明記して下記まで送付下さい。
また、Eメールにて申込される方も、必要事項を明記して下さい。
※ 必要事項に不備がある場合はお受けできませんので、必ず、ご確認の上、お申込み下さい。
※ 保護者は1名とし、グループでのお申込みは不可とさせていただきます。
※ 応募者多数の場合には初参加者を優先し抽選にて決定いたします。
※ 参加決定者には、8月6日までに詳細と会費の振込依頼書をご郵送いたします。
※ 小学5年生以上の児童生徒全員に感想文をお願いし、税の広報誌「いぶき」に掲載させていただきます。

募集〆切 令和7年 **7月18日(金)** 必着

送付先 〒503-0803 大垣市小野4-35-10
一般社団法人大垣法人会 青年部会
FAX(0584)81-1539
TEL(0584)81-1288
<https://cms.ginet.or.jp/ogkhojin/>
メールアドレス ogkhojin@snow.ocn.ne.jp



いぶき ■ 07

なるほど! 税務 Q & A

教えて? 国税不服審判所について 税を学べば、お金にもっと強くなる!!

今回も「国税不服審判所」審査請求に対する裁決事例をご紹介します。

《事例1》

事前通知せずに調査を実施、売上除外等が想定され違法はなし

原処分庁が、ブロック工事業を営んでいた者である請求人に対して行った調査に基づき、所得税等および消費税等の更正処分等をしたところ、請求人が、調査手続には更正処分等を取り消すべき違法があるなどとして、原処分庁の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断を示した。

※裁決のポイント

原処分庁が、その保有する情報および請求人の確定申告書の記載内容から売上除外を想定し、原始記録および帳簿書類等の保全のために国税通則法第74条の10《事前通知を要しない場合》に規定する事前通知を要しない場合に該当すると判断したことに、違法等はないとした事例。

事案の内容

請求人は、ブロック工事業を営む個人事業者であった。

請求人は、平成26年分、27年分、28年分、29年分、30年分、令和元年分および2年分（本件各年分）の所得税等について、いずれも法定申告期限までに申告した。

請求人は、本件各年分の所得税等の各確定申告書について、「収入金額等」欄の各欄にいずれも金額を記載せず、収支内訳書も添付していなかった。

請求人は、26年1月1日から26年12月31日までの課税期間、27年課税期間、28年課税期間、29年課税期間、30年課税期間、令和元年課税期間および2年課税期間（本件各課税期間）の消費税等について、いずれも法定申告期限までに申告した。

請求人は、3年11月2日、原処分庁に対して、同年8月31日に個人事業を廃業した旨の個人事業の開業・廃業等届出書および事業廃止届出書を提出した。

本件調査担当職員は、3年11月16日、事前通知を行うことなく、請求人の本件各年分の所得税等および本件各課税期間の消費税等に係る調査を開始した（本件調査）。

本件調査担当職員は、請求人に対して3年11月16日および同月17日に実施した質問検査の際における質問と応答の要旨を記録した質問応答記録書を作成、請求人はこれに署名。

記録書には、「26年分以降、請求人は事業所得の申告用の所得金額を意図的に調整していた。具体的には、真実の収入金額に任意の割合を乗じて、うその収入金額を算定した上で、真実の必要

経費の金額を差し引いて所得金額を計算した結果、〇〇円程度となれば、それを申告用の所得金額としていた」などの記載がある。

原処分庁は、4年3月3日付で、本件各年分の所得税等について、各更正処分および重加算税の各賦課決定処分を、本件各課税期間の消費税等について、各更正処分、過少申告加算税および重加算税の各賦課決定処分をした。

争点は、本件調査に、原処分庁の取消事由となるべき違法または不当があるか否か。

請求人の主張

通則法が改正され、同法第7章の2《国税の調査》として調査手続が明確化された趣旨は、納税者の権利を尊重し、原処分庁の恣意的な判断を排除して、一方的な税務調査を規制するものであるところ、本件調査は無予告無通知で行われた。調査手続通達には、通則法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」がある場合を具体的に列挙しているが、本件調査はそのいずれにも該当しない。

原処分庁の主張

請求人が原処分庁に提出した本件各年分の所得税等の各確定申告書に収入金額の記載がないものの、本件各課税期間の消費税等の各確定申告書に記載されている課税標準額と原処分庁が保有する情報から、売上除外等の不正取引が想定された。このため、本件調査において、請求人に対して事前通知を行ったのでは、売上げに係る原始記録及び帳簿書類等が破棄、移動等または偽造され、不正取引の全貌を明らかにすることが困難になるおそれがあることから、原処分庁は、通則法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認めたとであり、本件調査では事前通知を要しないと判断したことに違法はない。

審判所の判断

請求人は、本件各年分の所得税等の各確定申告書には、「収入金額等」欄の各欄にいずれも金額を記載せず、また、事業所得に係る収支内訳書も添付していないなど、所得税法の規定に基づかない確定申告書を提出しており、そのような事業所得の金額の計算の明細が必ずしも明らかではない状況の下ではあったが、原処分庁が保有する情報および請求人の本件各確定申告書の記載内容を検討した結果、売上除外等が想定されたため、本件調査は実施されたものである。

このため、原処分庁は、事前通知をすることにより、請求人が売上げに係る原始記録および帳簿書類等を破棄するなど不正取引の把握を困難にするおそれがあるとして、通則法第74条の10に規定する事前通知を要しない場合に該当すると判断したものであり、その判断に全く事実に基づかず明白に合理性に欠けるなど裁量権の範囲を超え、またはその濫用があったとは認められないことから、原処分庁が事前通知をしなかったことに違法または不当はない。

（令和5年5月18日裁決）

《事例2》

財産債務調書に有価証券の種類等が記載され、銘柄等の記載がない場合は加重措置の対象

請求人が、令和3年分の所得税等について、上場株式等に係る譲渡所得等の申告漏れがあったとして修正申告書を提出したところ、原処分庁が、修正申告に係る過少申告加算税について、財産債務に係る過少申告加算税の特例による加重措置を適用した賦課決定処分等をしたのに対し、請求人が過少申告加算税については、同特例による軽減措置を適用すべきであるとして、原処分庁の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした。

※裁決のポイント

財産債務に係る過少申告加算税等の特例による加算税の対象となる「重要なものの記載が不十分であると認められる場合」に該当するか否かの判断は財産債務調書の記載自体から行うべきなどと判断した事例。

事案の内容

請求人は2年12月30日現在、A証券に開設された一般口座に、X株式を保有していた。そして、請求人は3年8月20日、X株式を全て譲渡した。

請求人は2年12月31日現在、B証券に開設された一般口座に、Y債券を保有していた。そして、請求人は3年9月13日、Y債券を全て譲渡した。

請求人は、2年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国送法)」の規定により、2年12月31日分の財産債務調書を税務署長に提出しなければならない者であった。

請求人は2年12月31日分の財産債務調書について、災害等による期限の延長等により延長された期限内である同年4月12日に原処分庁へ提出した(本件財産債務調書)。

請求人は3年分の所得税等について、確定申告書を延長された期限内である4年4月12日に申告した。

請求人は4年9月20日、3年分の所得税等について、上場株式等に係る譲渡所得等の申告が漏れていたとして、修正申告書を提出した(本件修正申告書)。

原処分庁は4年12月26日付で、3年分の所得税等の過少申告加算税の賦課決定処分をした。

本件賦課決定処分において、本件財産債務調書には、本件修正申告の基因となったX株式およびY債券の記載がなかったとして、加重措置を適用した金額とされた。

争点は、本件過少申告加算税の計算において、加重措置または軽減措置が適用されるか否か。

請求人の主張

修正申告の基因となった有価証券について、①請求人が提出した財産債務調書に有価証券の銘柄の記載はないものの、種類別、用途別、所在別に記載され、財産の価額も一括で記載されていること、②本件財産債務調書に一括で記載されている価額と証券会社が発行した残高報告書に記載されている残高が一致するため有価証券を容易に特定できること、③「財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例」に規定する重要なものの記載が不十分であると認められる場合に該当するか否かは、調査の際に、銘柄ごとの区分ができ、残高が一致することが確認できればいいことなどから、修正申告による過少申告加算税の計算において加重措置は適用されず、むしろ軽減措置が適用される。

審判所の判断

財産債務調書の提出制度は、所得税等の申告の適正性を確保するため、納税者の保有する財産および債務に関する情報につき納税者本人から提出を求める制度であり、財産債務調書の提出および適正な記載を確保するためのインセンティブとして、加算税の軽減措置および加重措置が設けられている。

このような財産債務調書の提出制度の趣旨から、国送法において、財産債務調書には「財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項」を記載することが規定され、国送法施行規則において、有価証券については、種類別、用途別および所在別の数量および価額並びに取得価額を記載することが規定されていることに照らすと、国送法に規定する「重要なものの記載が不十分であると認められる場合」とは、国送法施行規則に規定する「財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項」といった記載すべき事項について誤りがあり、または記載すべき事項の一部が記載漏れとなり、修正申告等の基因となる財産または債務の特定が困難である場合をいうものと解される。そして、加算税の軽減措置および加重措置が財産債務調書の提出及び適正な記載を確保するためのインセンティブとして設けられていることに鑑みると、加算税の軽減措置および加重措置の適用の可否の判断は、財産債務調書の記載内容自体から行うべきである。

本件財産債務調書には、「財産債務の区分」欄に「有価証券(上場株式)」、「種類」欄に「国内株式等」、「用途」欄に「一般用」などと記載されているものの、X株式およびY債券の各銘柄および各数量の記載がなく、本件財産債務調書における記載から、請求人の保有するX株式およびY債券を特定することは困難であると認められる。

したがって、本件財産債務調書の記載内容は、国送法に規定する「重要なものの記載が不十分であると認められる場合」に該当するというべきで、過少申告加算税の計算において加重措置が適用される。

(令和6年2月7日裁決)

4月からの雇用保険料率の引き上げ

経理担当者は、春になると社会保険等の改正が見込まれることから注意が必要となるが、今年4月から雇用保険料率が改定された。

雇用保険料率は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進、また失業者や教育訓練を受ける者等に対して失業等給付を支給する雇用保険の保険料掛金を算出するために用いられるもの。雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）及び1週間の所定労働時間が20時間未満である者等の一定の労働者を除き原則、強制加入とされており、保険料は従業員と企業の双方が負担する。雇用保険料の計算は、雇用保険料率に基本給や給与の合計金額を掛けて求められ、端数が出た場合は切り上げる。

令和5年以来の改定となる今回の見直しでは、雇用保険料率が労働者負担・事業主負担ともに、一般の事業は1,000分の5.5（改定前1,000分の6）、農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は1,000分の6.5（同1,000分の7）に引き下げられる。また、事業主のみが負担する雇用保険二事業の保険料率は、引き続き1,000分の3.5（建設の事業は1,000分の4.5）とされた。なお、園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用される。改定された保険料率は、来年3月31日までの適用とされている。

国債のキャンペーン景品と税

資産形成や老後資金の準備を目的とした商品として中高年を中心に支持されているものに、国が発行し利子及び元本の支払（償還）を行う国債がある。中でも変動10年、固定5年・3年の3タイプから選べ、1万円から購入でき一定期間が経過すれば請求に応じ国が買い取る中途換金制度など、個人が購入しやすい工夫された「個人向け国債」については、金利が上昇していることから昨年度の購入額は令和2年振りの高水準となっている。

国債を取り扱う金融機関等では顧客取り込みのため、一定額以上の国債購入者へギフト券やキャッシュバックなどを行う「個人向け国債キャンペーン」を実施している。そこで気になるのが、キャンペーンで受け取るキャッシュバック等景品の税務上の取扱い。

営利を目的とする継続的行為から生じる所得ではないことや、利子所得・配当所得・事業所得・退職所得・譲渡所得といった所得区分のいずれにも該当しないことなどから、一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものとして、一時所得ではと覚えてしまいがちだ。しかし、キャンペーン景品はその購入額に応じて決定されるため、景品の交付はその国債の購入という行為に密接に関連してなされているものと認められ、景品は対価性を有していることから一時所得にも該当しないこととなり、雑所得で取り扱うこととなる。

Windows10のサポートが10月に終了

Microsoft社が提供しているOSのWindows10のセキュリティ更新プログラム等のサポートが、今年10月14日以降に終了する。国税庁はこのサポート終了に伴い、e-Taxや確定申告書等作成コーナー等の利用にあたり、同日からWindows10を推奨環境から除外する。

推奨環境から除外するのは、e-Taxや確定申告書等作成コーナーのほか下記のソフト等。

- ・e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー
- ・電子的控除証明書等作成ソフト
- ・NISAコーナー
- ・FATCAコーナー
- ・多国籍企業情報の報告コーナー
- ・CRS報告コーナー
- ・CSVファイルチェックコーナー
- ・QRコード付証明書等作成システム

無料ソフトウェア更新プログラム、セキュリティ修正プログラム、テクニカルサポート等のサポート終了後は、危険性の高い脆弱性が新たに発見されてもベンダーによる修正の対応が期待できず、セキュリティリスクを解消することができない。そのため、脆弱性を悪用した攻撃による情報漏えいや、意図しないサービス停止等の被害を受ける可能性が高くなる。

サポート終了まで半年を切るなか、年末年始の税務に関する事務・業務等に向けて最新版への速やかな移行が求められる。

eL-QRでキャッシュレス納付

自動車税（種別割）の納付書が届く中、都道府県の条例で定める日としつつ、原則として毎年5月31日（今年は6月2日）までが納期限となっている。

自動車税等の納付に、地方税共同機構が管理・運営するeLTAX（地方税ポータルシステム）で、eL-QRを利用したキャッシュレス納付を推奨している。

eL-QRとは、地方税の納付を簡便化するため、納付書等に掲載されているQRコードのこと。メンテナンス時間・年末年始を除き、いつでも納付できるeL-QRを利用した支払い方法が2種類用意されている。

「〇〇ペイ」「〇〇払い」で納付したい場合、スマホ決済アプリを起動し、直接eL-QRを読み取り、支払いを実行することにより納付が完了。クレジットカード、インターネットバンキング等で納付する場合は、地方税お支払サイトにアクセスし、eL-QR読取画面でeL-QRを読み取り、支払い方法を選択し、支払いを実行することにより納付が完了する。

納付状況を確認するには、地方税お支払いサイトにアクセスしeL-QRを読み取ることにより納付状況が表示される。なお、キャッシュレス納付では領収証書は発行されない。また、自治体によりeL-QRが利用できる税金の種類が異なり、納付書にeL-QRがない場合は、従来通り納付書に記載のある納付方法や納付場所で納付することになる。

役員が従業員の結婚披露宴に出席する際の祝い金と旅費の取り扱い

～実践税務調査～

税理士
牧野 義博

販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際の祝い金および旅費が福利厚生費で処理されていました。当社では若手社員を多く採用しており、最近、結婚披露宴に役員がご招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の内容を見ていきましょう。

- 調査官** 当社の慶弔規定等を見せていただけませんか？
- 担当者** どうぞ。
- 調査官** 従業員等の結婚に際して支出される結婚祝い金の規定を見ると、一般職の方と係長級以上の方とで支給額が異なりますね。
- 担当者** はい。何か問題でもありますか？
- 調査官** 一般職の方は3万円で、いわゆる役職者は6万円となっています。金額の算定根拠はどうされましたか？
- 担当者** 特に計算根拠はありませんが、役職者は会社への貢献度を考慮して決めています。慶弔規定で決めていけば問題ないと聞かされているのですが。
- 調査官** 税務上では、慶弔規定が定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるものであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。
- 担当者** 社会通念上相当と認められるものと言われても難しいですね。
- 調査官** 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位に基づいて支給されたと認められますので、原則は給与課税されます。しかし、このようなことは慣習として広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等を考えて、世間一般的な常識の範囲内であれば課税しないとしているのです(所得税基本通達28-5)。
- 担当者** よくわかりました。
- 調査官** 今回の件は福利厚生費の範囲と認められます。ところで、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際に旅費を支給していますが、往復で5万円かかっていますね。
- 担当者** 従業員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高くてついでにしました。
- 調査官** 経理上はどう処理しましたか？
- 担当者** 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。
- 調査官** この場合、税務上では常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発生しています。
- 担当者** しかし、結婚披露宴に招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また、労使の信頼関係の発展の意味から必要なものだと思います。
- 調査官** お考えはよくわかりますが、結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されるといことは、個人の資格で参加されることになります。
- 担当者** わかりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。これが得意先の結婚披露宴であった場合はどうなるのですか？
- 調査官** 社外の者の慶弔等に際して支出する金品の費用は交際費となります。ただし、ここからは事実認定となりますが、会社の役員や従業員との個人的な関係に基づくことが判明した場合には、給与課税が発生することになります。

本誌のみとしコピー厳禁

不正行為で国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士
野川 悟志

- リサ** 法人税を免れるなどの不正行為を行った場合、役員に対し第二次納税義務が課されるようになったと聞きました。具体的にどのような制度なのでしょう。
- サキ先生** ご質問の制度は、「偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社等の役員に対し第二次納税義務を課す」というものです。これは令和6年度税制改正で創設されたものです。
- 具体的には、「架空経費を計上するなど偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は還付を受けた株式会社等がその国税を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社等の役員は、その偽りその他不正の行為により免れた国税の額又はその株式会社等の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたものの価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う」となります。なお、ここでいう国税には加算税等の附帯税を含むこととされています。
- リサ** なぜ、このような制度が措置されたのでしょうか。
- サキ先生** 措置された背景としては、法人が財産を散逸させた上で廃業する等により納税を免れようとする事案があるところ、滞納処分を行う時点でその法人の財産が残っていない場合が多く、国税の徴収が困難となっている事案が問題となっていたことにあるようです。そして、役員が簿外財産や不正還付といった不正行為で財産を創出し、役員自らがその財産の移転を受けた場合や法人外部へ財産を移転させた場合でも、滞納国税についてその役員には追及できなかったことから、これを防止するために措置されたようです。
- リサ** この制度の対象となるのは株式会社だけですか？
- サキ先生** 株式会社のほか、合資会社と合同会社が対象になります。
- リサ** 対象となる役員の範囲はどのようになっていますか？
- サキ先生** 株式会社の役員のほか、合資会社や合同会社の業務を執行する有限責任社員が対象となりますが、その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合に、その株式会社等が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限ることとされています。
- なお、ここでいう被支配会社は、その役員の親族等一定の者を含めた1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社とされています。
- リサ** 対象となる財産は、「役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの」とされていますが、通常の取引によって移転した場合もこれに含まれるのでしょうか。
- サキ先生** 第二次納税義務の対象となる財産としては、通常の取引条件に従って行われたと認められる一定の取引で移転したものは除かれます。
- リサ** このような制度はいつから適用になるのでしょうか。
- サキ先生** 令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用されます。

本誌のみとしコピー厳禁

宗教法人の調査 ~実践税務調査~

税理士
牧野 義博

宗教法人の調査にあたり、住職の居住環境について説明を聞いたところ、庫裏の横に住居を建てて生活の本拠としているとのこと。すぐ横のガレージには、最近購入したと思われる最新型の高級外車が鎮座していました。

調査官はとりあえず公益部分の帳簿について原始記録等と対比しながら内容の検討を行ったところ、経費部分の中に宗教行為とは無関係の支出が散見されました。早速調査官は住職に質問しています。

- 調査官** 住職、檀家参りにスーツを着て行くことはありますか？
- 住 職** 普通はないですね。それが何か。
- 調査官** それでは〇〇テーラーでオーダーメイドのスーツを作っているのは何のためですか？
- 住 職** ……。
- 調査官** 檀家参りの交通手段はどうしていますか？
- 住 職** 田舎で道が狭いので軽乗用車で檀家参りをしています。
- 調査官** すると、あの高級外車はプライベートのものですか？
- 住 職** はい、そうですが何か問題でもありますか？
- 調査官** 購入資金はどうされましたか？
- 住 職** 低金利なローンで買いました。
- 調査官** ローンの契約書を見せてください。
- 住 職** プライベートなことなので調査とは関係ないでしょう。
- 調査官** 住職の生活状況から見て、公益会計および収益関係の妥当性等がある程度推察できますのでお願いをしているのです。ご協力をお願いします。公益会計から個人的な費用が出ていたことですか？
- 住 職** これがローンの契約書です。
- 調査官** 毎月の返済は10万円ですか。聞くところによると車検費用は国産車の3倍はかかるそうですし、リッター5キロくらいでハイオクではガソリン代もバカになりませんね。車の維持費も大変でしょう。可処分所得の確認を行いますので、住職の預金通帳を見せてください。
- 住 職** 最近の通帳しかありませんが、どうぞ。
- 調査官** 通帳を見ると証券会社に多額の送金がありますね。株取引のようですが、原資はどこから調達されたのですか？
- 住 職** ……。
- 調査官** 住職の収入状況からは車のローンや維持費、株の購入代金を工面するのは難しそうですが、推察するに公益部分のお布施収入等を除外して資金を調達したのではありませんか？それとも簿外収入でもあるのですか？銀行調査により住職の普通預金を復元すれば全てわかるのですよ。
- 住 職** ご推察のとおりです、申し訳ありません。簿外収入などありません。こここのところ景気が上向きになったので、証券会社の誘いに乗ってしまいました。昨年から今年にかけて檀家の大きな葬儀が続き、予想外の多額なお布施収入があったのと、墓所の区画変更等で公益収入が増加しました。
- 調査官** いずれにしても個人的経費の付けこみですので、住職の給与になります。源泉所得税の課税漏れとなっていますので、納税告知をしたらすぐに納付をしてください。
- 住 職** わかりました。

本誌のみとしコピー厳禁

ミッション・ビジョン浸透に「夢中」になっていませんか？

株式会社ジェイック
HRドクター編集長
古庄 拓

さまざまな経営書等で、従業員のモチベーションを高めたり、採用や定着を成功させたりする上で、企業のミッションやビジョンを明確にして浸透させることが重要だと書かれています。従業員にやりがいや働きがいを持ってもらうためには、「何のために働いているのか?」「自分の仕事にどんな価値があるか?」を明確にすることが大切です。

ミッションやビジョンを浸透させる重要性を示す話として、「石工職人」の話を知っている方も多いでしょう。石を切り出している3人の石工職人がいた。何をしているかを聞かれて、1人目は「石工職人の仕事で報酬をもらって生活している」、2人目は「この国一番の石切りを目指している」、3人目は「私が切り出した石がこの国の教会になる」と答えた。3人目の答えが「仕事の目的」を示すものだとされます。これはドラッカーの話しですが、ドラッカーは後に4人目の石工職人を登場させ、「私が切り出した石が教会となり、みんなの心が安らぐ場所になる」と答えさせています。4人目の答えこそ、仕事の意義や価値です。石工職人の話は、組織のミッションやビジョン浸透が、仕事のやりがいにつながることを分かりやすく解説しています。

一方で、経営者、とりわけオーナー経営者や創業者の方々は「企業・事業≒自分の人生」だという感覚が強いでしょう。しかし、従業員にとって一番大切なのは「自分の人生」であり、家族や趣味、生きがいです。優先順位は「自分の人生>企業」です。とくに転職が当たり前となった現在、「自分の人生>いまの所属企業」になっています。これを見落としたまま、企業のミッションやビジョンを浸透させようと思ってもうまくいきません。

極端な表現をすれば、従業員は会社のために働いているわけではなく、自分のために働いています。従業員そ

れそれぞれにとっての「教会」や「みんなの心が安らぐ場所」に当たるものは何かが大切です。ミッションやビジョンを浸透させたいなら、従業員に「自分は何を大切にしたいか?」「どんな価値観を持っているのか?」「どんな人生を送りたいのか?」を明確にしてもらうことが必要です。

その上で個人が大切にしたいものと、企業のミッションやビジョン、仕事の内容・やりがいとどう重なるのかを具体化していくのです。また、企業のミッションやビジョン、経営・事業が、個人のキャリア形成や報酬にどう跳ね返るのかもきちん示していく必要があります。いまの時代に会社起点でやりがいや働きがいを浸透させようと思ってもうまくいきません。個人を起点として、会社の理念や方向性とどうつなげるか?というアプローチが重要です。

個人のビジョンや価値観を明確化するには書籍「7つの習慣」(スティーブン・R・コヴィー著)で提示されるミッションステートメント、また、仕事の成果ややりがいを個人に落とし込むには原田メソッドの「目的・目標の4観点」というツールが参考になります。興味があればぜひ調べてみてください。



本誌のみとしコピー厳禁

細やかな経営で計る事業タイミング

ジャーナリスト
海部 隆太郎

「経営はタイミングだ。タイミングを見誤ると事業の成功確率は極端に低下する」——かつて著名な経営者から会うたびに聞かされたフレーズだ。失敗談を分析して自分に言い聞かせているかのようだった。

いわく、斬新な技術・サービスをどのように市場投入するか、その時期が適切なかを判断するのは難しい。市場環境が整う前であれば投資額に見合う収益が得られず、疲弊したところにキャッチアップした競合他社が出て、逆に追いかける展開になってしまう。何事も早ければいいというものではない。遅くてもいけない。

混雑したパーキングで駐車スペースを探していると、通り過ぎたら空気ができ、そこに後続車が入ってしまう。あと数十秒遅く来たら駐車できたのに悔しい思いをするが、タイミングが悪いと諦めるしかない。経営とは次元の違う話だが、人生すべてタイミングが大事。ただ、どうすれば最適なタイミングを得られるのか、それが分かれば苦労はない。「神頼み」と安易な考え方はしたくない。

駐車場であれば、心のゆとりが絶妙のタイミングを招くのではないかと。焦るから悔しい思いをする。経営では獅子が獲物を狙うがごとく、時代背景・市場環境を注視し社内体制を考慮して決断する。はやる気持ちを冷静に見つめる努力でタイミングを計ればいい。そのためにはバランス感覚が必携だと前述の経営者は指摘していた。抽象的にしか書けないのが残念だ。

経営者こそ細君になれ

とある団体の会報誌を読んでいたら、退任する役員が細君(妻)のおかげで職務を全うできたと書いてあった。中学生時代に夏目漱石の小説で細君という言葉を知った。その表現に懐かしさを感じ今の自分に置き換えてみると、誤解を恐れずに言えば、若い時とは異なり細くない

妻を細君とは言いにくいと感じた。不適切な表現だが説明に必要だと思いあえて文字にした。言いたいのは、容姿ではなく細かい気遣いをしてくれるから細君という。現代に当てはめると妻を指す言葉だけではいけない。男女ともに必要な要素だから。

こう考えると経営者こそ細君になるべきだと思う。野球に例えれば、投手は若手社員、中堅社員が守備を固め、経営者は捕手に徹する。全体を俯瞰し、野手に適切な指示を出し打者の傾向を勘案しながら投手にきわどい球種を求める。大切なのはメンバーの才能を見極め、ポジションを任せきること。もちろん責任は経営者がとる。これを分かってもらえれば、バランスの良いチームとなることは間違いない。細やかさは、箸の上げ下げを言うのではない。人が動きやすいように環境の変化に合わせる対応のことだと思う。

こうした経営者に社員は集まってくる。理想論だと思わずに自社の強さと弱さを分析してみる。それをカバーするのは小手先の戦術ではなく、会社という組織を支える社員への配慮と気持ちよく働ける社内環境だと思う。適材適所という表現もあるが、内閣改造で使われる常とう句として定着しているので、これは使いたくない。



本誌のみとしコピー厳禁

「自分のトリセツ」を作ってみましょう

産業カウンセラー
柏木 勇一

自分を知ることで相手との付き合い方も上手になる

大卒で社歴8年。30歳になった食品会社営業職のMさんから「仕事で大きな問題を起こしてはいませんが、慣れてしまったせいなのか、営業分野を複数担当するようになって頑張っているはずなのに、どうも成果がイマイチ。前向きになれるヒントをいただけませんか」という相談を受けた。

確かに、仕事にも慣れて顧客とも緊張感なく普通に接することができる経験年数。それでも営業に取り組む姿勢がマンネリ化して成果が停滞することが多くなるのも珍しくない。こういうケースでは、言葉であれこれ取り組み方を説明しても効果は薄いので自分で気づくよう「自分を知って新機軸を自ら切り開く方法」を説明した。それが自分のトリセツ。偽りのない自分の特徴を知った上で、自分が苦手なことは何か、どう対処しているか、相手にはどうしてほしいか、の3点を書き、実行していく手法。

トリセツとは「取扱説明書」の略。多くの製品に付いていて、職場でも家庭でも助かっているはず。それを自分に当てはめてみた。

表1【Mさんのトリセツ】

セールスポイント	誰とでも仲良く話せて、場を和ませることが得意	仕事でミスを注意されても、へこまず頑張れる
苦手なこと	複数の顧客対応が集中すると、優先順位が分からなくなる	怒ったような顔つきを見ると、怖くなり固まってしまう
対処していること	まず自分で優先順位をつけ、上司や先輩にも示している	結論の飛躍にならないよう、短絡的に考えないようにしている
周囲への希望	新たな指示を出す際に、重要性を教えてもらうと助かる	ゆっくり考えたいときなど、ひとりになる時間が欲しい

本誌のみとしコピー厳禁

「ヒラメキ力」の鍛え方

㈱アルティスタ人材開発研究所 代表
玄間 千映子

今回はAI時代にますます必要になってくる「ヒラメキ力」を材料に、その鍛え方です。考えが行き詰まった時の突破口が「ヒラメク!」ですから、それを自在に発生できるようにしようというのが、今回のお題です。

鍛えるべき「ヒラメク!」は内面の思考活動から生まれるのですが、その活動には2つの型があります。その型とは、演繹(えんえき)とか帰納と呼ばれているもので、それらを「ルールや仮説」という視点から考えると、演繹は「既存のルールを軸に思考を深めていく」であり、帰納は「観察したさまざまな現象の共通項を見つけ、仮説を立てて思考を深めていく」となります。

「ヒラメク!」の発現を自在にするには、これら思考の型を具体的に体感し、つかむことがコツです。そこで、これら2つの思考活動の様子をプラモデルとジグソーパズルを例にして考えてみましょう。まずプラモデルですが、こちらは決められた場所に決められた部品を組み立てていくので、「作り方」と「部品リスト」は「必ず」付いています。ですから、こちらが演繹。それに対して、ジグソーパズルの場合はそういうものは一切ありません。すべてのピースにある凹凸や絵柄の観察から入るので、帰納となります。凹凸や絵柄の存在が、人に組み合わせるといった活動をうながすので、作り方のような指示やルールはいらないのです。

ところで、この2つの活動から「ヒラメク!」が生じる試行錯誤という活動はどちらの方が多くなるか気づきましたか? 「作り方」というルールが用意されているプラモデルでも多少の試行錯誤は生じますが、その頻度は圧倒的にジグソーパズルの方が多いのです。プラモデルのように既存のルールを元にして考え始めてしまうと、試行錯誤の範囲は極端に狭まってしまうので、思考活動には常にジグソーパズルを描いて取り組むことが必要です。

とはいえ課題には、具体的な凹凸はありません。そこで日頃から日常のさまざまな事象に具体的な凹凸を描いて眺める癖をつけましょう。それに使うのが、A. F. オズボーンによる「オズボーンのチェックリスト」です。①他の使いみちを考える、②似たものを探す、③形・色・動き・音などを変えてみる、④大きくしてみる、⑤小さくしてみる、⑥他のものに置き換える、⑦逆の発想をしてみる、⑧逆転させてみる、⑨2つのものを組み合わせる—です。この視点の切り替え法で課題を扱ったところ、生まれたのが3MのポストイットやAppleのiPhoneだと言われています。

頭の中には、常にジグソーパズルの思考法と、オズボーンの視点を置くこと。それで浮かんだことは、素早くメモしておくことです。この連続で「ヒラメキ力」は鍛えることができるものなのです。

さて、春は入れ替わりの季節です。私も、こちらの会報誌用コラムの担当は、今回でいったん区切りとなります。2005年からでしたので、実に20年。日本の職場になにか元気を届けられたとしたら幸いです。

また、お会いする機会があることを期待しつつ、お礼のごあいさつに変えさせていただきます。ありがとうございました。



本誌のみとしコピー厳禁

ウナギ稚魚、驚異のサバイバル術 天敵に丸のみされても、すぐ脱出

産経新聞科学部記者
伊藤 壽一郎

私たちの食生活になじみ深いニホンウナギは、天然ものの絶滅が危惧されていて、養殖ものの価格高騰も続いています。乱獲や環境の悪化などが主な原因ですが、成長の過程で天敵の捕食魚に食べられてしまうケースも多いとされています。ところが、ウナギの稚魚は、捕食魚にのみ込まれても驚くべき方法で逃げ出すサバイバル術を身につけていることが、最近の長崎大チームの研究で判明しました。

天然稚魚の採捕量、40分の1に

ニホンウナギは、日本の河川や河口域で5年から15年程度育ち、産卵期が近づくと太平洋を南下して、約2000キロ離れたマリアナ海溝付近で産卵します。孵化(ふか)した幼生は北赤道海流で西へ向かい、フィリピン沖から台湾沖へ北上。その後は黒潮に乗り、シラスウナギという稚魚となって日本の河川に戻ってきます。養殖ウナギは、シラスウナギを河口などで採捕し、養殖池で肥育させています。

日本におけるシラスウナギの年間採捕量は、昭和30年代には200トンを超えていましたが、その後は日本沿岸への来遊量が減り、近年は5トン程度に落ち込んでいます。そのため、スーパーなど身近な店舗で売られている国産養殖ウナギは、1匹分のかば焼きが3000円近いことも珍しくありません。

シラスウナギの採捕量の減少は、開発による河川環境の悪化や乱獲で天然ウナギが激減していることが主な原因です。それだけでなく、河川に到達した天然の稚魚が捕食魚に襲われて餌になってしまうケースもあり、これらを背景に、マリアナ海溝で産卵するウナギの数が減っているのだそうです。

ドンコに食べられてもすぐ脱出

そこで研究チームは、体長が最大約25センチの肉食性淡水ハゼの仲間ドンコと、シラスウナギより大きい体長6〜7センチで体色が黒く、河川に上り始めるクロコという段階のウナギ稚魚を同じ水槽に入れ、どうなるか何度も観察しました。

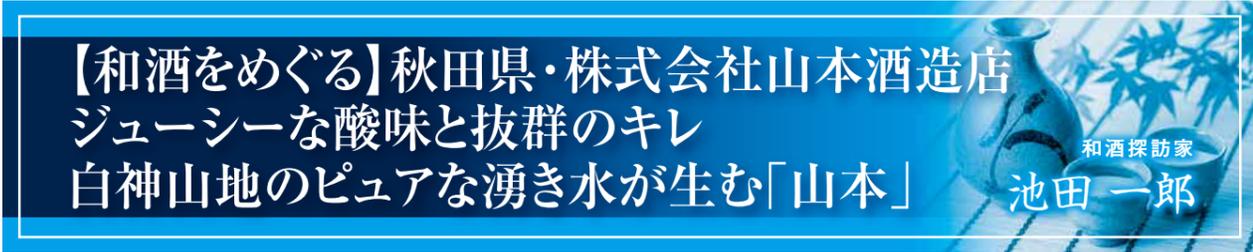
当初は、ドンコがウナギ稚魚を丸のみにして食べる様子や、ウナギ稚魚がドンコの攻撃をかわす瞬間などに的を絞って、高速で撮影できるカメラで撮影し分析していました。ところがある日の撮影後、驚いたことに、ドンコに食べられたはずのウナギ稚魚が、水槽内を悠々と泳いでいる様子が観察されました。

そこで、長時間にわたり撮影できるカメラを用意し、改めて水槽を観察。すると、食べられたウナギ稚魚54匹の過半数の28匹が、意外にもドンコのえらの隙間から脱出していることが分かりました。脱出までの時間は最速6秒、最も時間がかかっても2分10秒で、全て尾びれの側を先頭にしてえらの隙間から抜け出てきていました。

さらに詳しく調べるため、研究チームは造影剤を注入したウナギ稚魚をドンコに食べさせ、脱出の様子をX線映像撮影装置で観察しました。すると、脱出に成功した稚魚は、ドンコの胃に到達後、脱出可能な経路を尾びれで探るなどして、食道を経由して尾びれをえらの外側に出しました。そして、外側でどぐろを巻いたような形にした尾を「足がかり」にして、消化管内に残った頭側の体を引き抜き、脱出したのです。細長くてぬるぬるとした形態や、後向きに泳ぐことが得意な性質をうまく利用しているようでした。

全国各地の河川で現在、資源回復のためウナギ稚魚の放流が行われています。今回の成果を基に、ウナギ稚魚と捕食魚との関係がさらに分かってくれば、放流に適した水域の選定に役立ち、ウナギを絶滅の危機から救えるかもしれません。

本誌のみとしコピー厳禁



【和酒をめぐる】秋田県・株式会社山本酒造店 ジューシーな酸味と抜群のキレ 白神山地のピュアな湧き水が生む「山本」

和酒探訪家
池田 一郎

初めて「山本」を飲んだのは10年前。毎年2月末くらいに出る限定酒「山本 うきうき」だったと記憶しています。ピンクのラベルのうすにごり。旨(うま)みを感じさせながらも伸びやかでピツタリの名前。以来、「山本」は僕にとってテンションの上がるお酒でもあります。

つくっているのは秋田県山本郡八峰町、白神山地と日本海に挟まれた風光明媚な港町に位置する山本酒造店です。仕込み水は自社水道で裏山から引いた白神山地の湧き水であり、使用する米は全量8種類の秋田県産米です。水は超軟水といいますが、「山本」には共通して感じるピュアなみずみずしさがある、それを支えているのが、きつこの水です。

「山本」らしさを感じるには、まずは通年商品でフラッグシップでもある、純米吟醸「山本 ピュアブラック」を味わうことがおすすめです。蔵元の山本友文さんの言葉を借りれば、その酒質は「香りが控えめで、ジューシーな酸味があり、あと口には鋭いキレのあるタイプ」。ブレることのない山本スタイルです。

「山本」の誕生は2007年のこと。経営も赤字で旧来の杜氏制にも限界を感じていた中、一念発起して山本さん自らが製造責任者として背水の陣で挑んだことに始まっています。最初に仕込んだ純米吟醸タンク4本のうち、消去法で奇跡的にできが良かったという1本を、地元の地酒酒販店のアドバイスを心得「山本」と命名したそうです。

その後も「仕込み水や温度や湿度、この環境に合うお酒はどういうものなんだろう?」「1回全部検証しよう」といろんな組み合わせで昼夜試行錯誤を続けました。その過酷さゆえ、最初の2~3年は冬の記憶が全く残っていないとも。ちなみに当時は「香り華やかで、酸が低く、ちょっと甘い」ようなタイプが全盛。山本スタイルは、ご自身の好みであるとともに、それらとは対極を成したもので

す。「小さい蔵だからこそとがった方がいいし、すぐにイメージしてもらえるものを、というマーケティング戦略もありました」とも。

冒頭に紹介した「うきうき」を始め、「山本」は毎月人気の限定酒があるのも特徴です。夏に冷やして飲む山廃「サンシャインイエロー」、新緑をイメージした「フォレストグリーン」など、ネーミングやラベルにイメージカラーがあるのもユニークです。現在海外13か国に輸出されていますが、海外の人にとっても直感的で覚えやすいと言えるでしょう。

そして、蔵元の山本さんが常々スタッフにも伝えていることがあります。「おいしいお酒をつくるのが目的ではなく、うちのお酒を買ったお客さんが幸せな気持ち、楽しい気持ちになってもらえるためにつくる」ということ。それには気分よく楽しく働くことも大切。「山本」を飲むとなぜテンションが上がるのか、わかるような気がします。



本誌のみとしコピー厳禁



がん細胞の巧妙な生存戦略判明 免疫細胞を乗っ取り攻撃を回避

産経新聞科学部記者
伊藤 壽一郎

人の体には、健康を守るため異物を攻撃・排除する免疫細胞があります。その攻撃対象の一つであるがん細胞が、巧妙な方法で免疫細胞を乗っ取り、攻撃力を低下させ生き残りを図っていることを、岡山大などのチームが最近の研究で突き止めました。最新のがん免疫療法もすり抜ける巧妙な生存戦略ですが、判明したメカニズムを逆手に取れば、新たながん治療法の開発につながる大きな成果です。

T細胞に生じる「謎の異常」

がん細胞は、正常な細胞の遺伝子が傷ついて変異し異常化したもので、組織や臓器の機能を阻害します。健康でも毎日がん細胞は発生しますが、T細胞やNK細胞などの免疫細胞が攻撃して死滅させています。ですが、加齢やストレスで免疫が低下すると増殖して、がんを発症します。

近年のがん治療では、免疫療法が注目されています。薬剤でT細胞の攻撃力を高め、がん細胞を倒す方法です。ただ、がん免疫療法は、非常に高い効果が出る患者がいる一方、半数以上で効果が得られません。

効果がない患者は、がん細胞付近のT細胞の多くで、細胞内でエネルギーを生産するミトコンドリアという小器官に異常が確認されています。この異常でT細胞のエネルギー生産が減って攻撃力が低下したとみられますが、原因は不明でした。

ミトコンドリア独自のDNA

ミトコンドリアは、ほぼ全ての生物の細胞内に大量に存在します。元は酸素からエネルギーを作る細菌でしたが、約20億年前、人を含む真核生物の祖先に寄生を始め、進化の過程で細胞内に取り込まれ、現在のような、酸素からエネルギーを作る細胞内小器官になりました。

そのため、ミトコンドリアは細菌時代の名残で、細胞核にある生物の遺伝情報を伝えるDNA(デオキシリボ核酸)とは別に、独立したミトコンドリアDNAを持っています。ただ、がん細胞は、ミトコンドリアDNAに遺伝子変異があってミトコンドリアのエネルギー生産能力が低下しており、別の仕組みで活動エネルギーを得ています。

そこで研究チームはまず、皮膚がん患者などのがん細胞と、その近くのT細胞を採取し、それぞれのミトコンドリアDNAを分析しました。すると、約40%の患者で、がん細胞とT細胞のミトコンドリアDNAから同一の変異が確認されました。

今までにない治療法を開発へ

この変異が、がん細胞に由来するのではないかと考え、がん細胞とT細胞と一緒に培養して観察したところ、がん細胞のミトコンドリアがT細胞へ移動。T細胞の一部はもとからあったミトコンドリアが減り、がん細胞のミトコンドリアに置き換わっていました。さらに、がん患者約200人のミトコンドリアDNAを解析した結果、変異がある人はない人に比べ免疫療法の効果が持続せず、がんの進行が止まる割合が減少することも分かりました。

これらからチームは、がん細胞は自分のミトコンドリアをT細胞に送り込み、ミトコンドリアDNAを置き換えて乗っ取ることで、T細胞の攻撃力を低下させて生き残りを図っている可能性が高いと判断。その生存戦略が、免疫療法の効果を弱める一因だと結論づけました。

この仕組みを逆手に取って、がん細胞のミトコンドリアを破壊する薬剤やミトコンドリアの置き換えを妨げる薬剤を開発し免疫療法と併用すれば、治療効果を上げられる可能性があります。また、患者のT細胞のミトコンドリアDNAに変異があるかどうか調べれば、免疫療法の効果の事前予測も可能になるとみられています。

本誌のみとしコピー厳禁

〇〇ダイエット、何が正解?

一般社団法人Lumedia

世の中にはいろいろなダイエット方法があり、ネットや書籍などで紹介されています。それらのうち代表的な糖質制限と時間制限の2つについて、科学的な根拠を元に解説します。

まず、糖質制限ダイエットについて見てみましょう。これは、主にごはんやパン、麺類などの炭水化物を控えることで体重を減らす方法です。糖質制限によって体重が減る理由は「糖質を減らしたから」ではなく、「結果的に摂取エネルギーが減るから」と考えられています。逆に言えば、糖質制限をすることで摂取エネルギーが減り、消費エネルギーより少なくなれば体重は減るということになります。実際、多くの研究において糖質制限で体重減少が見られており、それらをまとめて分析された報告(※参考文献①)では炭水化物制限によって体重減少が見られていますが、バランス食との比較ではどちらも体重減少の程度は同様でした。糖質制限のメリットとしては、比較的短期間で体重が落ちやすい可能性があること(※参考文献②)、また「ごはんを少なめにする」などルールがわかりやすく、実行しやすいことが挙げられます。

次に、時間制限ダイエット(ファスティングダイエット)です。こちらは「1日16時間は何も食べず、残り8時間で食べる」など、食べる時間帯を制限する方法です。最近では腸内環境の改善や免疫力アップなどの効果がうたわれることもありますが、実際の効果は「体重が減ることによって得られる健康効果」が中心です。研究によっては、時間制限を設けたことで体重や血糖値が改善したという報告もありますが、よく見ると「時間制限+摂取カロリー制限」をしていたケースがほとんどです。つまり、食べる時間を制限したからやせたのではなく、摂取カロリーを減らしていたからやせた、というわけです(※参考文献③)。

結局、何が正解?

ダイエットにおいて最も大切なのは、「摂取エネルギーが消費エネルギーを下回ること」です。これはどんなダイエット法でも共通しています。糖質制限でも、時間制限でも、カロリー計算でも、「自分に合ったやり方で、エネルギー摂取量を無理なく減らせること」ができれば、それがその人にとっての正解です。逆に言えば、どんなに話題のダイエット法でも、摂取エネルギーが減らなければ意味がありません。

ルールがあることでかえって続けやすい、食べすぎを防げる、という人もいるでしょう。そういった意味では、「自分に合うルールで、結果的に摂取エネルギーを減らせる」なら、それがあなたの正解のダイエット法です。

<まとめ>

- どのダイエットも結局大切なのは、「エネルギーをどう減らすのか」
- 「〇〇さえ守れば食べ放題!」ということはない
- 生活環境や性格などによって自分に合う方法を選びましょう

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

※参考文献

- ①Naude CE, et al. PLoS One. 2014
- ②Foster GD, et al. N Engl J Med. 2003
- ③Liu D, et al. N Engl J Med. 2022

本誌のみとしコピー厳禁

7つの間違い探し

*左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか?(答えは下記にあります)



作者紹介

神谷一郎(かみや・いちろう) 専修大学法学部卒業、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

雑談

雑学の庭

物欲はあるけど欲しいモノがない?

歳時記によると、今年は「土用の丑の日」が2回(7月19日、31日)ある。土用は18日間で子丑寅卯…が12日だから、2回の年がちよくちよくある。その確率は18日と12日の関係だから……ちよくちよくあることがわかる。

ウナギにとって厄日が2日もあるのはたまったものじゃない!「土用の丑の日」にウナギを食べよう勧めたのは、平賀源内ということになっている。NHKの大河ドラマ「べらぼう」に出てくる男である。彼は発明や工夫の才があって、静電気を起こすエレキテルを復元したり、石綿を発見したり、万歩計を発明したといわれる。こんな人が

いま、現れればいいのに。暮らしを便利にし、喜ばせ、楽しませるモノを創る人(企業)だ。

近ごろ、家電製品のテレビCMがめっきり少なくなった気がする。豊かな生活に憧れ、これを買うために働くぞ!と思わせたCMが…。翻って見ると、欲しい家電製品がないのだ。生活はそれほど豊かではないが家電製品があふれている現状。「物欲」はなくてはならない。

人の気持ちをワクワクさせる発明品が出てこないだろうか。見たり聞いたりしたことがないモノ。不評といわれる大阪万博だが、最新科学による「ナニカ」の出現を期待している。

作者紹介

藤木順平(ふじき・じゅんぺい) フリーランスライター、日本笑い学会会員。

(上)雑② (上辛)辛卯の早の車③ (中辛)辛酉の車④ (下辛)辛酉の車⑤ (下辛)辛酉の車⑥ (下辛)辛酉の車⑦ (下辛)辛酉の車⑧ (下辛)辛酉の車⑨ (下辛)辛酉の車⑩

7月の7日謎い歌聞

税の広報
Tax & Good Management
いぶき
第251号

発行日 令和7年6月
発行 一般社団法人 大垣法人会
大垣市小野4丁目35番地10 ソフトピアジャパン・アネックス411A(情報工房)
TEL 81-1288 FAX 81-1539
E-mail ogkhojin@snow.ocn.ne.jp https://cms.ginet.or.jp/ogkhojin/
印刷 サンメッセ株式会社 大垣市久瀬川町7-5-1